

第 32 号議案

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する三田市との連携協約の締結に係る協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり定める三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する三田市との連携協約の締結に係る協議を行う。

令和5年5月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保に関する連携協約

三田市（以下「甲」という。）と神戸市（以下「乙」という。）は、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、三田市民病院と済生会兵庫県病院（以下「両病院」という。）の再編統合による新統合病院（以下「新統合病院」という。）の円滑な整備について、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、次に定めるとおりとする。

(1) 新統合病院の整備

ア 甲は、設置者として新統合病院の整備事務を行う。

イ 乙は、北神地域の急性期医療を確保するため、新統合病院の整備に伴う財政支援を行う。

(2) 新統合病院の整備事業に係る用地取得

新統合病院の整備事業に係る用地取得事務に関する甲及び乙の役割は、

別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、甲及び乙の役割分担に関し特に必要があると認めるときは、甲及び乙が協議して別途定める。

(補則)

第4条 この協約に定めるもののほか、両病院の再編統合に伴う急性期医療の確保に関し必要な事項は、三田市長及び神戸市長が協議して定める。

附 則

この協約は、令和5年7月31日までの間で、三田市長及び神戸市長が協議して定める日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	取組内容	役割分担	
		甲	乙
新統合病院の整備事業に係る用地取得	事業認定申請	事業認定申請手続き等に係る業務に取り組む。	事業認定申請手続き等に係る業務に協力して取り組む。
	法規制関係手続（土地取得に係るものに限る。）	各種法規制除外申請手続き等に係る申請書作成に取り組む。	各種法規制除外申請手続き等に係る申請書作成に協力して取り組む。
	事業区域の決定	事業区域の決定に取り組む。	事業区域の決定に協力して取り組む。
	事業説明会等	説明会の開催、事業計画の説明に取り組む。	説明会の開催準備・進行管理の補助に協力して取り組む。
	基礎調査	公図、公簿調査、権利調査及び現場踏査等の基礎調査に取り組む。	公図、公簿調査、権利調査及び現場踏査等の基礎調査に協力して取り組む。

用地測量・官 民境界協定	取得する用地の測量、 それに伴う現地境界立 会等の業務に取り組 む。	取得する用地の測量、 それに伴う現地境界立 会等の業務に協力して 取り組む。
土地評価	鑑定評価の発注、標準 地評価調書や土地調書 の作成等の土地評価に 関する業務に取り組 む。	標準地の選定等の土地 評価に関する業務に協 力して取り組む。
地権者交渉	地権者交渉に協力して 取り組む。	地権者交渉に取り組 む。
契約	用地取得の契約締結業 務等に取り組む。	用地取得の契約関係書 類の作成等に協力して 取り組む。
登記事務	登記事務に取り組む。	登記事務に協力して取 り組む。
租税特別措置 法関係	協議書及び証明書類作 成、各種証明書の地権 者への配付等に取り組 む。	協議書及び証明書類作 成、各種証明書の地権 者への配付等に協力し て取り組む。

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の協議をするに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 ぬきがき

(連携協約)

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

2 [略]

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4～7 [略]